

建物解体撤去等仮差止申立抗告事件

抗告人 野地秀一外13名

相手方 北海道

上 申 書

令和5年5月17日

札幌高等裁判所 御中

抗告人ら代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

- 1 頭書事件について抗告人らが令和5年4月17日付抗告理由書を提出してから1ヶ月を経過しました。
- 2 現在に至るまで札幌高等裁判所からは事件番号及び係属裁判所すらお知らせがありません。さらに、相手方に代理人は就いているのか、就いた場合には代理人はどの弁護士か、相手方に意見書を求めたのか、求めたのであればいつまでの期限としたのか、意見書は抗告人らにも送達されるか、札幌高等裁判所として本件について今後どういう進行をされる予定なのか、これらについて何のお知らせも

なく、抗告人らは完全に蚊帳の外におかれたままの状態です。

- 3 あたかも寄らしむべからず知らしむべからずと言われているようであり、真剣に誠実に裁判を遂行している抗告人らに対するこのような取扱は、行政事件訴訟法の公益性に全く反していますし、行政事件訴訟法が規定のないことについては民事訴訟の例によるとしていますから、民事保全法の迅速性の趣旨にも反しています。
- 4 抗告人らは、札幌高等裁判所は北海道百年記念塔が相手方の手によって破壊されるのを待っているのではないかと感じていますし、原審が差止め事件の判決と仮差止め事件の決定を同日に行ったように、札幌高等裁判所でも同様にするために抗告の進行を遅延させているのではないかと感じています。
- 5 抗告人らは、郷土の将来について心から憂慮し、本件について大きな情熱を込めており、裁判所の対応を真剣に注視しています。抗告人らは、本件の手続の趣旨に則した公平公正で迅速な手続進行と裁判を求めるとともに、上記の各事項について速やかに当職までお知らせいただきますよう上申いたします。

以 上